

建築物等の解体・改修工事を行う際に必要な措置、各種マニュアル、石綿障害予防規則の概要、事前調査者の資格を取得するための講習会情報、関係行政機関のリンク先情報等、事業者・作業者・発注者や住民の皆さんに向けた様々な情報を掲載しております。



石綿 総合情報ポータルサイト TOP

石綿は 事業者 作業従事者 一般の方 報告システム 改正ポイント 講習会情報 リンク・資料

石綿総合情報ポータルサイト

サイト内検索 Google 提供

建材等に広く使用されてきた石綿（アスベスト）は、肺がんや中皮腫などの原因となります。
建築物の解体・改修・リフォームなどの工事の際に工事に従事する方が石綿を吸い込んだり、大気中に石綿が飛散するおそれがあります。
石綿による健康障害を防ぐため、適切な石綿対策を行なうことが必要不可欠です。

新着情報

2024-07-01 お知らせ New 構習会情報ページ（建築物石綿含有建材調査者講習、工作物石綿事前調査者講習の登録機能の追加）を更新しました。

2024-06-06 お知らせ 報告システムページ「石綿事前調査結果等報告システムの一括申請様式（Excel形式/zipファイル）」を最新版に更新しました。

2024-06-01 お知らせ リンク・資料ページ【動画】「戸建住宅等のオーナー等の皆様へ（令和5年度版）」「石綿事前調査の適切な実施について（令和4年度版）」を掲載しました。

アスベスト情報、関係法令、マニュアル等はこちらから

リーフレット、ポスター、動画教材等はこちらから

事前調査を行う者の要件

① 建築物等：
建築物石綿含有建材調査者講習の修了者又は、日本アスベスト

建築物石綿含有建材調査者

令和5年10月以降着工の工事から建築物の解体・改修工事等を行う前に事前調査は「建築物石綿含有建材調査者」又は日本アスベスト調査診断協会に登録された者（令和5年9月30日迄）が行う必要があります。

建築物石綿含有建材調査者

事前調査とは？

事業者は、建築物、工作物又は劇場の施設の解体又は改修（付し込み又は剥込みを含む。）の作業（以下「解体等の作業」といふ。）を行なうときは、石綿による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、当該建築物、工作物又は劇場（それぞれ解体等の作業に係る部分に限る。）について、石綿等の使用の有無を調査（以下「事前調査」といふ。）しなければなりません（石綿第3条）。

■ 事前調査には資格が必要です

令和5年10月1日着工の工事から、建築物の解体等の作業を行うときは、「建築物石綿含有建材調査者」又は令和5年9月30日までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者による事前調査を行う必要があります。

※令和5年9月30日着工の工事についても、資格による調査を行うことが望ましいです。

■ 建築物石綿含有建材調査者とは？

建築物石綿含有建材調査者が権限を有するには、建築物石綿含有建材調査者講習を受講し、修了する必要があります。

■ 建築物石綿含有建材調査者の種類

<主な掲載内容>

石綿とは

石綿の性質や用途及び建築物等で使用されている箇所等を掲載

石綿とは

石綿（アスベスト）とは、岩山から採取される「アスベスト」としての別名で、英語では「 asbestos 」と表記されています。アスベストは、岩山から採取される「アスベスト」としての別名で、英語では「 asbestos 」と表記されています。アスベストは、岩山から採取される「アスベスト」としての別名で、英語では「 asbestos 」と表記されています。アスベストは、岩山から採取される「アスベスト」としての別名で、英語では「 asbestos 」と表記されています。

作業従事者

解体・改修作業に従事する者の資格や工事現場で確認してほしい事項

作業従事者

解体・改修作業に従事する者の資格や工事現場で確認してほしい事項

一般の方

解体・改修工事をご検討の方や工事現場の近隣の方への周知事項

一般の方

解体・改修工事をご検討の方や工事現場の近隣の方への周知事項

事業者 発注者

解体・改修工事の発注者の方へ配慮いただきたい事項

解体・改修工事の発注者の方へ配慮いただきたい事項

元請業者

工事の元請業者の責務や事前の手続き等

工事の元請業者の責務や事前の手続き等

改修・リフォーム業者

改修・リフォーム業者の責務や、事前の手続き等

改修・リフォーム業者の責務や、事前の手続き等

解体業者

解体・改修事業者の責務や、事前の手続き等

解体・改修事業者の責務や、事前の手続き等

報告システム

事前調査結果の報告のための、システムに関する事前の手続き方法、操作マニュアル（PDF、映像）等、報告対象となる条件等を掲載

報告システム

改正ポイント

石綿障害予防規則の改正（令和2年7月）のポイントを項目ごとに解説

改正ポイント

石綿障害予防規則等の改正事項と施行日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	7月	10月	4月	4月	10月	4月
事前調査方法の明確化		周知	令和3年4月施行			
分析調査を不要とする規定の吹付け材への適用		周知	令和3年4月施行			
建築物・船舶の事前調査・分析調査を行う者の要件新設			周知、事前調査・分析調査を行う資格を有する者の育成（全国的な講習の実施）		令和5年10月施行	
工作物の事前調査を行う者の要件新設					令和5年1月11日公布・周知等・令和8年1月施行	
事前調査及び分析調査結果の記録等		周知	令和3年4月施行			
計画届の対象拡大		周知	令和3年4月施行			
解体・改修工事に係る事前調査結果等の報告制度の新設			周知、電子報告システムの開発	令和4年4月施行		
負圧隔壁を要する作業に係る措置の強化		周知	令和3年4月施行			
けい酸カルシウム板第1種を切断等する場合の措置の新設		周知	令和2年10月施行		施行日以降に開始される工事/作業から適用（調査時点ではないことに留意）	
仕上塗材を電動工具を使用して除去する場合の措置の新設		周知	令和3年4月施行			
石綿含有成形品に対する措置の強化（切断等の原則禁止）		周知	令和2年10月施行			
労働者ごとの作業の記録項目の追加		周知	令和3年4月施行			
作業実施状況の写真等による記録の義務化		周知	令和3年4月施行			
発注者による事前調査・作業状況の記録に対する配慮		周知	令和3年4月施行			
除じん性能を有する電動工具の使用に係る改正					令和5年8月29日公布・周知等 ・令和6年4月施行	
登録講習機関の廃止時の引渡し規定の創設						令和6年4月5日告示・周知等・令和6年5月施行

建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事に対する石綿対策の規制が強化されています

石綿は平成18年(2006年)9月から輸入、製造、使用などが禁止(罰則あり)されていますが、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶※は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症するおそれがあります。適切な対策の実施が必要です。※船舶は鋼製のものに限ります。以下、本資料において同様。

工事開始前の石綿の有無の調査

- 工事対象となる全ての部材について、石綿が含まれているかを事前に設計図書などの文書と目視で調査し（事前調査）、調査結果の記録を3年間保存することが義務です
- 建築物及び船舶の事前調査は、厚生労働大臣が定める者に行わせることが義務になります（令和5年10月～）

工事開始前の労働基準監督署への届出

- 石綿が含まれている保温材等の除去等工事の計画は14日前までに労働基準監督署に届け出ることが義務です
- 一定規模以上の建築物、船舶、特定の工作物の解体・改修工事は、事前調査結果等を電子システム（スマホも可）で報告することが義務になります（令和4年4月～）

吹付石綿・石綿含有保温材等の除去工事に対する規制

- 除去工事が終わって作業場の隔離を解く前に、資格者による石綿等の取り残しがないことの確認が義務です

石綿含有仕上塗材・成形板等の除去工事に対する規制

- 石綿が含まれている仕上塗材をディスクグラインダー等を用いて除去する工事は、作業場の隔離が義務です
- 石綿が含まれているけい酸カルシウム板第1種を切断、破碎等する工事は、作業場の隔離が義務です
- 石綿が含まれている成形板等の除去工事は、切断、破碎等によらない方法で行うことが原則義務です

写真等による作業の実施状況の記録

- 石綿が含まれている建築物、工作物又は船舶の解体・改修工事は、作業の実施状況を写真等で記録し、3年間保存することが義務です

石綿対策の規制が強化されています

改正後の規制(改正石綿障害予防規則)

* 下線部が令和2年7月公布の
改正省令による改正事項

石綿飛散の危険性

高

低

レベル1 建材



レベル2 建材



けい酸カルシウム板第1種(破碎時)
仕上塗材(電動工具での除去時)



レベル3 建材



計画届の提出*^{14日前まで}
(レベル2まで拡大)

事前調査結果等の報告 (一定規模以上の工事が対象)

■事前調査の実施

- *調査方法を明確化
- *資格者による調査
- 調査結果の3年保存、現場への備え付け

■作業計画の作成

- 作業計画に基づく作業状況などの写真などによる記録・3年保存

■掲示

- 作業時に建材を湿潤な状態にする
- マスク等の使用
- 作業主任者の選任
- 作業者に対する特別教育の実施
- 健康診断の実施

- 作業場所を隔離し、負圧を維持
- 集じん・排気装置の初回時・変更時の点検
- 作業前・作業中断時の負圧点検
- 隔離解除前の取り残し確認

作業場所の隔離

[参考]改正前の規制(石綿障害予防規則)

(レベル1 建材のみ) 計画届の提出

(レベル2 建材のみ) 作業届の提出

(全てのレベルで実施)

事前調査の実施、作業計画の作成、掲示、作業時に建材を湿潤な状態にする、マスク等の使用、作業主任者の選任、作業者に対する特別教育の実施、健康診断の実施

(レベル1・2 建材)

作業場所を隔離し負圧を維持、集じん・排気装置の初回時点検、作業前の負圧点検

工事・作業別の規制内容の早見表

■工事開始前まで■

規制内容	工事の種類		全ての解体・改修工事
	建築物	工作物	船舶
事前調査の実施、記録の3年保存	●	●	●
事前調査に関する資格者要件	●		●
事前調査結果等の報告（工事開始前まで）	●※1	●※2	●※3
作業計画の作成（石綿含有建材がある場合）	●	●	●
計画の届出（工事開始の14日前まで）	●※4	●※4	●※4

※1 床面積80m²以上の解体工事または請負金額100万円以上の改修工事に限る

※2 請負金額100万円以上の特定の工作物の解体工事または改修工事に限る

※3 総トン数が20トン以上の船舶に係る解体工事または改修工事に限る

※4 吹付石綿等（レベル1建材）または石綿含有保温材等（レベル2建材）がある場合に限る。
建設業・土石採取業以外の事業者にあっては、作業の届出（工事開始前まで）が適用。

■工事開始後（石綿含有建材を扱う作業に限る）■

主な規制内容	作業の種類		吹付石綿、保温材等の除去等	板第1種の破碎等	けい酸カルシウムによる除去	仕上塗材の電動工具による除去	スレート板等の成形品の除去
	吹付石綿、保温材等の除去等	板第1種の破碎等	けい酸カルシウムによる除去	仕上塗材の電動工具による除去	スレート板等の成形品の除去		
事前調査結果の作業場への備え付け、掲示	●	●	●	●	●	●	●
石綿作業主任者の選任・職務実施	●	●	●	●	●	●	●
作業者に対する特別教育の実施	●	●	●	●	●	●	●
作業場所の隔離	●	●	●	●	●	●	●
隔離空間の負圧維持・点検・解除前の除去完了確認	●						
作業時に建材を湿潤な状態にする	●	●	●	●	●	●	●
マスク、保護衣等の使用	●	●	●	●	●	●	●
関係者以外の立入禁止・表示	●	●	●	●	●	●	●
石綿作業場であることの掲示	●	●	●	●	●	●	●
作業者ごとの作業の記録・40年保存	●	●	●	●	●	●	●
作業実施状況の写真等による記録・3年保存	●	●	●	●	●	●	●
作業者に対する石綿健康診断の実施	●	●	●	●	●	●	●

規制内容の詳細・解説

工事開始前の石綿の有無の調査(方法の明確化) 令和3年4月1日施行

- 工事対象となる全ての部材について事前調査が必要
- 事前調査は、設計図書などの文書および目視による必要
- 事前調査で石綿の使用の有無が明らかにならなかつた場合には、分析による調査の実施が義務

※石綿が使用されているものとみなして、ばく露防止措置を講ずれば、分析は不要

- ◆「目視」とは、単に目で見て判断することではなく、現地で部材の製品情報などを確認することをいう
- ◆目視ができない部分は、目視が可能となった時点で調査
- ◆石綿が使用されていないと判断するためには、製品を特定した上で、以下のいずれかの方法によらなければならぬ
 - ・その製品のメーカーによる証明や成分情報などと照合する方法
 - ・その製造年月日が平成18年9月1日以降であることを確認する方法
- ◆以下の確認ができる場合は、目視等によらなくともよい
 - ・過去に行われた事前調査に相当する調査の結果の確認
 - ・インベントリ確認証書が交付されている船舶のインベントリの確認
 - ・着工日が平成18年9月1日以降であることの確認
- ◆以下に該当する場合は、石綿の飛散リスクはないと判断できるので調査不要
 - ・木材、金属、石、ガラス、畳、電球などの石綿が含まれていないことが明らかなものの工事で、切断等、除去または取り外し時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業
 - ・工事対象に極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業
 - ・現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業
 - ・石綿が使用されていないことが確認されている特定の工作物の解体・改修の作業

工事開始前の石綿の有無の調査 令和5年10月1日施行

■事前調査や分析調査は、要件を満たす者が実施する必要

◆建築物の事前調査を実施することができる者

- ・特定建築物石綿含有建材調査者
- ・一般建築物石綿含有建材調査者
- ・一戸建て等石綿含有建材調査者
※一戸建て住宅・共同住宅の住戸の内部に限定
- ・令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者

◆船舶の事前調査を実施することができる者

- ・小型船造船業法に基づく主任技術者や建築物石綿含有建材調査者等であつて、石綿や船舶等に係る一定の教育を受け修了考査に合格した者（別途告示で定める予定）

◆分析調査を実施することができる者

- ・厚生労働大臣が定める分析調査者講習を受講し、修了考査に合格した者
- ・公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業」により認定されるAランク若しくはBランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者
- ・一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）修了者」
- ・一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベス　ト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」
- ・一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター」
- ・一般社団法人日本纖維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者

令和3年4月1日施行

■調査結果の記録は、3年間保存する必要

■調査結果の写しを工事現場に備え付け、概要を見やすい箇所に掲示することも義務

◆調査結果の記録項目

- ・事業者の名称・住所・電話番号、現場の住所、工事の名称・概要
- ・事前調査の終了年月日
- ・工事対象の建築物・工作物・船舶の着工日、構造
- ・事前調査の実施部分、調査方法、調査結果（石綿の使用の有無とその判断根拠）

報告対象工事・報告内容

◆報告が必要な工事

① 解体部分の床面積が80m²以上の建築物の解体工事

※建築物の解体工事とは、建築物の壁、柱および床を同時に撤去する工事をいう

② 請負金額が100万円以上の建築物の改修工事

※建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいう
※請負金額は、材料費も含めた工事全体の請負金額をいう

③ 請負金額が100万円以上の以下の工作物の解体工事・改修工事

- ・反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器
- ・配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等を除く）
- ・焼却設備
- ・煙突（建築物に設ける排煙設備等を除く）
- ・貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- ・発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）
- ・変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
- ・トンネルの天井板
- ・プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板
- ・遮音壁、軽量盛土保護パネル

④ 総トン数が20トン以上の船舶の解体工事・改修工事

◆電子システムで報告が必要な内容

- ・事業者の名称・住所・電話番号・労働保険番号、現場の住所、工事の名称・概要・工事期間
- ・事前調査の終了年月日、事前調査を実施した者の氏名等
- ・工事対象の建築物・工作物・船舶の新築等工事の着工日、構造の概要
- ・床面積（建築物の解体工事）または請負金額（建築物の改修工事、工作物の解体又は改修工事）
- ・石綿作業主任者の氏名
- ・事前調査結果の概要（材料ごとの石綿使用の有無、判断根拠）
- ・作業の種類・切断等の作業の有無・作業時の措置

◆報告の方法

- ・複数の事業者が同一の工事を請け負っている場合は、元請事業者が請負事業者に関する内容も含めて報告する必要
- ・平成18年9月1日以降に着工した工作物、船舶について、同一の部分を定期的に改修する場合は、一度報告を行えば、同一部分の改修工事については、その後の報告は不要

吹付石綿・石綿含有保温材等の除去工事に対する規制

令和3年4月1日施行

- 隔離場所の集じん・排気装置に、設置場所など何らかの変更を加えたときにも、排気口からの石綿等の粉じんの漏洩の有無を点検する必要
- 作業中断時にも隔離場所の前室が負圧に保たれているか点検する必要
- 除去作業終了後に隔離を解く前に、資格者による取り残しがないことの目視による確認が必要

- ◆ 負圧の点検は、作業開始前に加えて、作業中断時に作業者が集中して前室から退出するタイミングで実施する必要

※作業中断時とは、休憩等で作業を中断した時や何日間か継続する作業において最終日以外の日の作業を終了した時をいう

- ◆ 取り残しがないことの確認ができる資格者

- ・ 除去作業の石綿作業主任者
- ・ 事前調査を実施する資格を有する者（建築物に限る）

- ◆ 取り残しがないことの確認は、分析等は不要

石綿含有仕上塗材の除去工事に対する規制 令和3年4月1日施行

石綿含有仕上塗材をディスクグラインダーまたはディスクサンダーで除去するときは、ビニルシートなどにより作業場所を隔離し、湿潤な状態に保ちながら作業をする必要

- ◆ 作業場所の隔離は、負圧に保つ必要はない

- ◆ 高圧水洗工法、超音波ケレン工法等は作業場所の隔離不要

成形板等の除去工事に対する規制 令和2年10月1日施行

- 石綿含有成形品（スレート、ボード、タイル、シートなど）の除去は、切断・破碎等以外の方法による必要（技術上困難な場合を除く）
- けい酸カルシウム板第1種をやむを得ず切断・破碎等するときは、ビニルシートなどにより作業場所を隔離し、湿潤な状態に保ちながら作業をする必要

※作業場所の隔離は、負圧に保つ必要はない

◆技術上困難な場合とは：

材料が下地材などと接着材で固定されており、切断等を行わずに除去することが困難な場合や、材料が大きく切断等を行わずに手作業で取り外すことが困難な場合など

◆切断・破碎等以外の方法とは：

ボルトや釘等を撤去し、手作業で取り外すことなどをいう

建材を湿潤な状態にすることが困難な場合の措置

令和3年4月1日施行

- ・ 石綿含有建材の除去等作業時に、湿潤な状態にすることが著しく困難なときは、除じん性能付き電動工具の使用など、石綿粉じんの発散防止措置に努める必要

◆湿潤な状態にする方法には：

散水による方法、固化剤を吹き付ける方法のほか、剥離剤を使用する方法も含まれる

◆発散防止措置には：

除じん性能付き電動工具の使用以外に、作業場所を隔離することが含まれる

写真等による作業の実施状況の記録 令和3年4月1日施行

■ 3年間保存すべき記録の内容・記録方法

◆以下の内容が確認できるよう写真等により記録し、3年間保存する必要（⑥は文書等による記録で可）

- ①事前調査結果等の掲示、立入禁止表示、喫煙・飲食禁止の掲示、石綿作業場である旨等の掲示状況
- ②隔離の状況、集じん・排気装置の設置状況、前室・洗身室・更衣室の設置状況
- ③集じん・排気装置からの石綿等の粉じんの漏洩点検結果、負圧の点検結果、隔離解除前の除去完了確認の状況
- ④作業計画に基づく作業の実施状況（湿潤化の状況、マスク等の使用状況も含む）
※同様の作業を行う場合も、作業を行う部屋や階が変わることに記録する必要
- ⑤除去した石綿の運搬または貯蔵を行う際の容器など、必要な事項の表示状況、保管の状況
- ⑥作業従事者および周辺作業従事者の氏名および作業従事期間

◆記録は、写真のほか、動画による記録も可能

撮影場所、撮影日時等が特定できるように記録する必要

労働者ごとの作業の記録項目の追加 令和3年4月1日施行

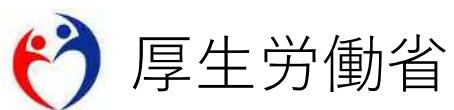
40年の保存義務がある労働者ごとの作業の記録に追加が必要な項目

◆事前調査結果の概要

6ページ目の「電子システムで報告が必要な内容」と同様

◆作業の実施状況の記録の概要

写真等をそのまま保存する必要はなく、保護具の使用状況も含めた措置の実施状況についての文章等による簡潔な記載による記録



厚生労働省

都道府県労働局・労働基準監督署

解体・改修・各種設備工事を行う施工業者の皆さんへ

事前調査は、

「建築物石綿含有建材調査者」
が行う必要があります！

令和5年 10月1日

着工の工事から!!

※1

- ※1 特定建築物石綿含有建材調査者
- 一般建築物石綿含有建材調査者
- 一戸建て等石綿含有建材調査者
(一戸建て住宅・共同住宅は住戸の内部に限定)
- 令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者



事前調査は、
工事の規模にかかわらず
すべての工事が対象です

工事対象となるすべての範囲について
石綿が含まれているか事前に調査を
行う必要があります（※2、3）

※2 事前調査は、建築物石綿含有建材調査者等が行う必要があります

※3 事前調査については、「文書」と「目視」による方法が原則です
ただし、事前調査の方法については、例えば、解体等対象建築物等の着工日等が平成18年（2006年）9月1日以降であることを、設計図書等の文書で確認する方法などが認められており、この場合は事前調査者の資格まで必要ありません

事前調査結果の
報告は義務です

石綿事前調査結果報告システムを使用すれば、
パソコン・スマホから24時間報告できます（※4）

一定規模以上の工事は、
施工業者（元請事業者）が労働基準監督署と
都道府県等に対して、事前調査結果の報告を
あらかじめ行う必要があります（※5）

※4 システムの使用が困難な場合は紙による報告もできます
※5 裏面「報告の対象となる工事・規模基準」を参照

詳細は、石綿総合情報ポータルサイトを
ご確認ください

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp>



事前調査結果報告システムによる報告の対象となる工事・規模基準

以下に該当する工事は報告が必要です（石綿が無い場合も報告が必要です）

工事の対象	工事の種類	報告対象となる範囲
すべての建築物 (建築物に設ける建築設備を含む)	解体 改修（※1）	解体部分の床面積の合計 80 m ² 以上 請負金額が税込 100 万円以上
特定の工作物（※3）	解体・改修（※2）	請負金額が税込 100 万円以上

※1 建築物の改修工事とは、建築物に現存する建材に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、足場の設置、塗装や外壁補修等であって既存の躯体の一部の除去・切断・破碎・研磨・穿孔（穴開け）等を伴うものを含みます

※2 定期改修や、法令等に基づく開放検査等を行う際に補修や部品交換等を行う場合を含みます

※3 報告対象となる工作物は以下のものです（なお、事前調査自体は以下に限らず全て必要です）

- ▶ 反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）
- ▶ 配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く）
- ▶ 焼却設備、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- ▶ 発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
- ▶ トンネルの天井板、遮音壁、軽量盛土保護パネル
- ▶ プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板
- ▶ 観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く）※令和5年10月1日から追加



事前調査結果を踏まえた工事の実施

事前調査の結果、石綿有りの場合（または有りとみなす場合）は、法令に基づく措置が必要となります
適正な石綿飛散防止・ばく露防止措置を行う上で、石綿の有無を判断する事前調査は大変重要です

解体・改修工事の事前の措置

情報提供（発注者・注文者）
【8条、9条】

作業計画【4条】※

労働基準監督署への事前の届出
(吹付・保温材等の工事の場合)
【5条】※
【安衛法88条、安衛則86条、90条】※

事前調査・結果の報告
【3条、4条の2】※

石綿有りまたは有りとみなし

作業時の措置※

- ◆発生源対策 湿潤化【13条】
- ◆ばく露防止対策 呼吸用保護具・保護衣【14条等】
- ◆隔離【6条、6条の2、6条の3】
- ◆立入禁止【7条】
- ◆管理
石綿作業主任者【19条、20条】、特別教育【27条】、
掲示【34条】、作業の記録【35条、35条の2】、
保護具等の管理【46条】等

特に記載のあるものを除き、条文は石綿障害予防規則を表します ※は罰則規定のあるもの

建築物の解体等に係る石綿ばく露防止対策等に関する法律としては、労働安全衛生法以外にも、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建築基準法などがありますので、解体等を行う事業者はこれらの関係法令に基づき適正に作業を行う必要があります

詳細は、石綿総合情報ポータル
サイトをご確認ください！



石綿障害予防規則の概要、法令改正の内容、建築物等の解体・改修工事を行う際に必要な措置等の改正ポイントや、石綿の分析に関するマニュアルなど、事業者・作業者・発注者のそれぞれに向けた情報を掲載しています



各種お手続きについて

事前調査結果報告システム
の操作方法について



石綿事前調査結果報告システムをご利用頂く前に「利用者マニュアル・基本操作編、詳細機能編」を参照ください

G ビズ ID について



G ビズ ID トップ画面「gBizID で行政サービスへのログインをかんたんに」をご確認ください（他ご不明点はお問合せ先まで）



2025年4月から事業者が行う退避や立入禁止等の措置について、以下の1、2を対象とする保護措置が義務付けられます

- 1 危険箇所等で作業に従事する労働者以外の人**
- 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等**

労働安全衛生法に基づく省令改正により、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、必要な措置（※）を実施することが事業者に義務付けられます。

※ 労働安全衛生法第20条、第21条及び第25条、第25条の2に関して定められている以下の4つの省令で、作業場所に起因する危険性に対処するもの（退避、危険箇所への立入禁止等、火気使用禁止、悪天候時の作業禁止）について事業者が実施する措置が対象です。

・労働安全衛生規則　　・ボイラー及び圧力容器安全規則　　・クレーン等安全規則　　・ゴンドラ安全規則

法令改正等の主な内容

1 危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置の対象範囲を、作業場で何らかの作業に従事する全ての者に拡大

危険箇所等で作業を行う場合に、事業者が行う以下の措置については、同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）も**対象にすることが義務付けられます**。

- 労働者に対して危険箇所等への立入禁止、危険箇所等への搭乗禁止、立入等が可能な箇所の限定、悪天候時の作業禁止の措置を行う場合、**その場所で作業を行う労働者以外の人もその対象とすること**
- 喫煙等の火気使用が禁止されている場所においては、**その場所にいる労働者以外の人についても火気使用を禁止すること**
- 事故発生時等に労働者を退避させる必要があるときは、**同じ作業場所にいる労働者以外の人も退避させること**

2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知の義務化

危険箇所等で行う作業の一部を請負人（一人親方、下請業者）に行わせる場合には、以下の措置が義務づけられます。

- 立入禁止とする必要があるような危険箇所等において、例外的に作業を行わせるために労働者に保護具等を使用させる義務がある場合には、**請負人（一人親方、下請業者）に対しても保護具等を使用する必要がある旨を周知すること**

重要

今回の改正で請負人への保護具等の使用に係る周知が義務付けられるのは、立入禁止とする必要があるような危険箇所で例外的に作業を行わせる場面に限られますが、それ以外の場面であっても、

- ① 作業に応じた適切な保護具等を労働者に使用させることが義務付けられている場面
- ② 特定の作業手順や作業方法によって作業を行わせることが義務付けられている場面

については、事業者が作業の一部を請け負わせた請負人に対して、保護具等の使用が必要である旨や、特定の作業手順、作業方法によらなければならない旨を周知することが推奨されます。



注意事項

重層請負の場合は誰が措置義務者となるか

《危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置》

危険箇所等における立入禁止等の措置は、個々の事業者が当該場所において措置すべきものです。

しかしながら、危険箇所等における作業を重層請負により複数の事業者が共同で行っている場合等、同一場所についてこれらの義務が複数の事業者に課されているときは、立入禁止の表示や掲示を事業者ごとに複数行う必要はなく、元方事業者がまとめて実施するなど、共同で表示や掲示を行っても差し支えありません。

《危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知》

事業者の請負人に対する周知は、個々の事業者が請負契約の相手方に対して措置すべきものです。

三次下請まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。二次下請が三次下請に対する義務を負います。



作業の全部を請け負わせる場合にも措置が必要となるか

事業者が作業の全部を請負人に請け負わせるときは、事業者は単なる注文者の立場にあたるため、この作業は事業者としての措置義務の対象となりません。

元方事業者が実施すべき事項

労働安全衛生法第29条第1項・第2項で、関係請負人が法やそれに基づく命令（今回改正の4省令を含む）の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならないこと、違反していると認めるときは必要な指示を行わなければならないことが規定されています。今回の改正で義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合は、「必要な指導・指示」を行わなければなりません。

周知の方法

周知は以下のいずれかの方法で行ってください。

周知内容が複雑な場合等は、①～③のいずれかの方法で行ってください。

- ① 常時作業場所の見やすい場所に掲示または備えつける
- ② 書面を交付する（請負契約時に書面で示すことも含む）
- ③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録した上で、各作業場所にこの記録の内容を常時確認できる機器を設置する
- ④ 口頭で伝える

請負人等が講ずべき措置

事業者から必要な措置を周知された請負人等自身が、確実にこの措置を実施することが重要です。また、一人親方が家族従事者を使用するときは、家族従事者に対してもこの措置を行うことが重要です。

労働者以外の人も立入禁止や喫煙、火気使用の禁止を遵守しなければなりません。